

上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者等にタクシーの利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の一部を助成することにより、障害者等の社会参加を助長するとともに、経済的負担の軽減を図り、もって障害者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 次に掲げる人をいう。

ア 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている人で、その障害の程度が1級から3級までのもの

イ 知的障害者 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている人で、かつ、当該療育手帳の障害の程度欄にAの表示がある人

ウ 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、その障害の程度が1級及び2級のもの

(2) タクシー 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者のうち本市又は妙高市に本社、営業所等を有する事業者が運行するタクシーをいう。

(3) 自家用車 障害者が外出する際に使用する自動車であって次のいずれかに該当するものをいう。

ア 障害者本人の所有する自動車

イ 障害者と生計を一にする人が所有する自動車

ウ 障害者を継続的かつ日常的に介護している人が所有する自動車（障害者本人及び障害者と生計を一にする人が自動車を所有していない場合に限る。）

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 障害者が外出する際に利用したタクシーの料金（以下「タクシー利用料金」という。）

(2) 障害者が外出するに当たり使用した自家用車の当該外出に要した燃料費（以下「自動

車燃料費」という。)

- (3) 障害者その他市長が必要と認める人（以下「障害者等」という。）が新潟県はまぐみ小児療育センターその他市長が特に必要と認める施設等（以下「施設等」という。）への通所又は通院の際に要した自動車専用道路及び高速自動車道の通行料金（以下「通所交通費」という。）

（助成対象者）

第4条 助成を受けることができる人（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める人とする。

- (1) タクシー利用料金 市内に住所を有する障害者
- (2) 自動車燃料費 市内に住所を有する障害者でタクシー利用料金の助成を受けていないものの外出に使用する自家用車の所有者
- (3) 通所交通費 市内に住所を有する満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある障害者等で施設等へ年1回以上定期的に通所しているもの

2 前項第1号及び第2号の助成対象者については、新潟県重度心身障害者医療費助成事業実施要領（平成14年5月16日障第145号）第5第1項に規定する支給の制限を準用し、次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

- (1) 助成対象者の前々年の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に定める額を超えるとき。
- (2) 助成対象者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該助成対象者の生計を維持する人の前々年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて施行令第2条第2項に定める額を超えるとき。

（助成の種類）

第5条 市長は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める助成を行うものとする。

- (1) タクシー利用料金 タクシー利用券の交付
- (2) 自動車燃料費 自動車燃料購入券の交付又は自動車燃料購入費の助成
- (3) 通所交通費 通所交通費の助成

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする助成対象者は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) タクシー利用券の交付 上越市タクシー利用券交付申請書（第1号様式）
- (2) 自動車燃料購入券の交付 上越市障害者自動車燃料購入券交付申請書（第2号様式）
- (3) 自動車燃料購入費の助成 上越市障害者自動車燃料購入費助成申請書（第3号様式）
- (4) 通所交通費の助成 上越市施設等通所交通費助成申請書兼請求書（第4号様式）及び通所又は通院を証する書類等

2 前項第4号の申請書は、当該月の通所又は通院に要した通所交通費をまとめて翌月の15日までに提出しなければならない。ただし、同日までに提出することができなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

（タクシー利用券及び自動車燃料購入券の交付）

第7条 市長は、次の各号に掲げる申請書の提出があったときは、これを審査し、助成の可否を決定したときは、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。ただし、前年度において助成の決定を受けていた人が前年度に引き続き本文の申請書を提出した場合で助成を決定したときは、当該通知書による通知をしないことができる。

(1) 前条第1項第1号の申請書 上越市タクシー利用券交付 ^{決定}通知書（第5号様式）
却下

(2) 前条第1項第2号の申請書 上越市障害者自動車燃料購入券交付 ^{決定}通知書（第6号
却下
様式）

2 市長は、前項の規定により助成を決定したときは、当該助成を決定した人に対し、一の年度につき48枚の別に定めるタクシー利用券又は38枚の別に定める自動車燃料購入券（以下「利用券等」という。）を交付するものとする。

3 利用券等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

4 利用券等の交付を受けた人（以下「利用者等」という。）は、タクシーを利用し、又は自動車燃料を購入した際に、利用券等を提出することにより、当該利用又は購入に係るタクシー利用料金又は自動車燃料の購入料金（以下「料金」という。）について利用券等1枚につき500円（料金が提出した利用券等の額の合計額に満たないときは、当該料金の額とする。）を減じた額を支払うものとする。

（利用者等の届出義務等）

第8条 利用者等又はその親族は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、未使用の利用券等を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第2号に掲げる場合（利用者等が死亡した場合に限る。）であって、届け出る親族がないときにあつ

ては届出を要せず、第5号に該当して届け出る場合にあっては利用券等の添付を要しない。

- (1) 障害者でなくなったとき。
- (2) 死亡し、又は市外に転出したとき。
- (3) 自動車燃料購入券の交付を受けた人の氏名若しくは住所又は当該購入券の交付の対象となる自家用車に変更があるとき。
- (4) 利用券等を破損し、汚損し、又は使用できなくなったとき。
- (5) 利用券等を紛失したとき。

2 前項第3号に該当する場合の届出は、上越市障害者自動車燃料購入券交付決定者変更届(第7号様式)により行うものとする。

3 市長は、第1項第4号に該当して届出があったときは、未使用の利用券等の枚数と同数で同種の利用券等を再交付するものとする。

4 市長は、第1項第5号に該当して届出があったときは、原則として利用券等の再交付を行わないものとする。

(利用者等の助成の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の規定による届出がない場合であっても第4条第1項各号のいずれにも該当しないこと又は同条第2項各号のいずれかに該当することが明らかであると認められるときは、助成の決定を取り消すことができる。

(利用券等の回収等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者等から利用券等を回収し、又は使用した利用券等の枚数に相当する額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 詐欺その他不正の行為により利用券等の交付を受けたとき。
- (2) 不正な方法により利用券等を使用したとき。
- (3) 第8条第1項の規定による届出をしないで利用券等を使用したとき。

(自動車燃料購入費の助成)

第11条 市長は、第6条第1項第3号の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成の可否を決定したときは、上越市障害者自動車燃料購入費助成^{決定}通知書(第8号様式)_{却下}により申請者に通知するものとする。ただし、前年度において助成の決定を受けていた人が前年度に引き続き同号の申請書を提出した場合で助成を決定したときは、当該通知書による通知をしないことができる。

2 市長は、前項の規定により自動車燃料購入費の助成を決定したときは、当該助成を決定した人(以下「燃料購入費助成決定者」という。)に対し、第6条第1項第3号の申請書を提出した日からその日の属する年度の末日(当該燃料購入費助成決定者が障害者でなく

なったときは、当該障害者でなくなった日)までの間の自動車燃料購入費を支給するものとする。

3 自動車燃料購入費の助成額(以下「助成額」という。)は、対象経費の額とし、一の年度につき1万9,000円を限度とする。

4 燃料購入費助成決定者は、自動車燃料購入費の助成を請求するときは、上越市障害者自動車燃料購入費助成請求書(第9号様式)に自動車の燃料を購入した日及び金額が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、当該年度の未請求分は、翌年度に請求することができない。

5 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査し、助成額を決定の上、当該額を請求者名義の預金口座へ振り込むものとする。

(燃料費助成決定者の届出義務)

第12条 燃料費助成決定者又はその親族は、燃料費助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第2号に掲げる場合(燃料費助成決定者が死亡した場合に限る。)であって、届け出る親族がないときにあつては、届出を要しない。

(1) 障害者でなくなったとき。

(2) 死亡し、又は市外に転出したとき。

(3) 燃料購入費助成決定者の氏名若しくは住所又は対象となる自家用車に変更があるとき。

2 前項第3号に該当する場合の届出は、上越市障害者自動車燃料購入費助成決定者変更届(第10号様式)により行うものとする。

(自動車燃料購入費の助成金の返還)

第13条 市長は、燃料購入費助成決定者が詐欺その他不正の行為により自動車燃料購入費の助成を受けたときは、助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(通所交通費の助成)

第14条 市長は、第6条第1項第4号の申請書の提出があつたときは、これを審査し、通所交通費の助成の可否を決定したときは、上越市施設等通所交通費助成^{決定}通知書(第11号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通所交通費の助成を決定したときは、普通車を利用した場合の通所交通費の額に相当する額(当該障害者が通行料金の割引制度の対象者であるときは、当該割引制度の適用後の額)の2分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を支給するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(上越市福祉タクシー利用料金等助成事業実施要綱及び上越市障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 上越市福祉タクシー利用料金等助成事業実施要綱(昭和55年4月1日施行)

(2) 上越市障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(平成10年4月1日実施)

(上越市福祉タクシー利用料金等助成事業実施要綱及び上越市障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の実施の日前に決定された前項の規定による廃止前の上越市福祉タクシー利用料金等助成事業実施要綱及び上越市障害者自動車燃料費助成事業実施要綱に基づく助成については、なお、従前の例による。

(市町村合併に伴う特例)

4 平成17年1月1日から同年3月31日までの間、安塚区、浦川原区、柿崎区、大潟区、頸城区、清里区又は三和区に住所を有する者に係る助成については、この要綱の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域自治区の区分に応じ、当該各号に定める要綱等の例により助成するものとする。

(1) 安塚区 安塚町介護予防・地域支え合い事業実施要綱(外出支援サービス事業分)(平成14年安塚町訓令第5号)

(2) 浦川原区 浦川原村福祉交通費助成事業実施要綱(平成3年3月浦川原村告示第1390号)

(3) 柿崎区 柿崎町福祉タクシー利用券支給規則(平成3年柿崎町規則第2号)

(4) 大潟区 大潟町福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱(昭和58年大潟町訓令第5号)

(5) 頸城区 頸城村福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱(昭和62年4月1日施行)

(6) 清里区 清里村福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱(平成2年清里村訓令第1号)

(7) 三和区 三和村心身障害者タクシー料金等助成事業実施要綱(平成14年三和村要綱第6号)

5 平成17年1月1日から同年3月31日までの間、大島区、牧区、吉川区、中郷区、板倉区又は名立区に住所を有する者については、この要綱を適用しない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱の規定は、平成16年度以後の年度分の予算に係る助成について適用し、平成15年度以前の年度分の予算に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱の規定は、平成18年度以後の年度分の予算に係る助成について適用し、平成17年度以前の年度分の予算に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月7日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定は、平成32年4月1日以後に申請のある助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年12月21日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

番 号	
-----	--

上越市タクシー利用券交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（障害者）

住 所 _____

氏 名 _____

個人番号 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

次のとおりタクシー利用券の交付を申請します。

障害者手帳	番 号	第 号	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 1級 2級 3級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 1級 2級
	交付年月日	年 月 日	
自動車燃料購入券の交付・自動車燃料費の助成の有無			有 ・ 無

上越市タクシー利用料金等助成の所得基準の判断のため、障害者及び世帯全員の課税内容について調査することに同意します。

障害者氏名 ㊟

備考

- 1 該当する箇所に○印を付け、又は記入してください。
- 2 この申請書を窓口を持参するときは、個人番号カード又は障害者手帳を持参してください。
- 3 この申請書を郵送される場合は、個人番号カード又は障害者手帳の写しを添付してください。
- 4 認定審査に課税内容が必要となりますので、記名及び押印をしてください。
- 5 タクシー券の交付申請及び受領を障害者本人と同居する家族以外の人に委任するときは、下記の委任状に記入し、押印してください。

委 任 状	
タクシー利用券の交付申請及び受領に関する権限を下記代理人に委任します。	
申請者	氏 名 _____ ㊟
代理人	氏 名 _____ ㊟
	住 所 _____
	電話番号 _____

タクシー利用券を受領しました。（受領した際に署名をしてください。）

年 月 日

受領者氏名（自署） _____

第2号様式（第6条関係）

番号	
----	--

上越市障害者自動車燃料購入券交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

（障害者との関係 _____）

電話番号 _____

次のとおり自動車燃料購入券の交付を申請します。

障 害 者	ふりがな 氏 名							生年月日	年 月 日		
	住 所							電話番号	()		
	個人番号					—					
障害者手帳	番 号	第 号					<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 1級 2級 3級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 1級 2級				
	交付年月日	年 月 日									
申請者の 運転免許証	交付年月日	年 月 日					番 号	第 号			
車 検 証	自動車登録番号						排気量				
	所 有 者 (用 者)						燃 料 の 種 類	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽 油			
タクシー利用券の交付・自動車燃料購入費の助成の有無							有 ・ 無				

上越市タクシー利用料金等助成の所得基準の判断のため、障害者及び世帯全員の課税内容について調査することに同意します。

障害者氏名

㊟

備考

- 1 この申請書を窓口に持参するときは、個人番号カード又は障害者手帳並びに運転免許証及び車検証を持参してください。
- 2 この申請書を郵送される場合は、個人番号カード又は障害者手帳の写し並びに運転免許証及び車検証の写しを添付してください。
- 3 認定審査に課税内容が必要となりますので、記名及び押印をしてください。
- 4 自動車燃料購入券の交付申請及び受領を申請者本人と同居する家族以外の人に委任するときは、裏面の委任状に記入し、押印してください。

委 任 状

自動車燃料購入券の交付申請及び受領に関する権限を下記代理人に委任します。

申請者 氏 名 _____ ㊟

代理人 氏 名 _____ ㊟

住 所 _____

電話番号 _____ — _____

自動車燃料購入券を受領しました。（受領した際に署名をしてください。）

年 月 日

受領者氏名（自署） _____

第3号様式（第6条関係）

番 号	
-----	--

上越市障害者自動車燃料購入費助成申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

（障害者との関係 _____）

電話番号 _____

次のとおり自動車燃料購入費の助成を申請します。

障 害 者	ふりがな 氏 名							生年月日	年 月 日			
	住 所							電話番号	()			
	個人番号					—						
障害者手帳	番 号	第 号						<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 1級 2級 3級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 1級 2級				
	交付年月日	年 月 日										
申請者の 運転免許証	交付年月日	年 月 日						番 号	第 号			
車 検 証	自動車登録番号							排気量				
	所 有 者 (使用 者)							燃 料 の 種 類	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> 軽 油			
タクシー利用券・自動車燃料購入券の交付の有無							有 ・ 無					

上越市タクシー利用料金等助成の所得基準の判断のため、障害者及び世帯全員の課税内容について調査することに同意します。

障害者氏名

㊟

備考

- この申請書を窓口を持参するときは、個人番号カード又は障害者手帳並びに運転免許証及び車検証を持参してください。
- この申請書を郵送される場合は、個人番号カード又は障害者手帳の写し並びに運転免許証及び車検証の写しを添付してください。
- 認定審査に課税内容が必要となりますので、記名及び押印をしてください。
- 自動車燃料購入費の助成申請を申請者本人と同居する家族以外の人に委任するときは、裏面の委任状に記入し、押印してください。

委 任 状

自動車燃料購入費の助成申請に関する権限を下記代理人に委任します。

申請者 氏 名 _____ ㊟

代理人 氏 名 _____ ㊟

住 所 _____

電話番号 _____ — _____

第4号様式（第6条関係）

上越市施設等通所交通費助成申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

（保護者氏名）

ふりがな
氏 名

個人番号 — —

電話番号 — —

次のとおり通所交通費の助成を申請します。

通所施設名等	はまぐみ小児療育センター・その他（ ）														
通所者氏名							生年月日	年 月 日							
個人番号					—						—				
通所年月日	年 月 日			年 月 日			手帳の有無・内容	有 身体障害者手帳 級 種 療育手帳 A・B 精神障害保健福祉手帳 級 無							
助成額 振込先 （申請者名義）	（銀行・信金・信組・農協） 本店 支店 当・普No.														
助成交通費	※ 円		計算式（ A 円 - B 円）× 回 円 × 1 / 2												
交通費 計算区間	～						A 高速料金	円 × 2（往復）＝			円				
							B 割引控除	A × 1 / 2 =			円				

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 申請書に通所したことが確認できる書類（領収書、施設等からの通知等）を添付してください。（写しでも可）
- 原則として、1月単位で、翌月15日までに提出してください。（郵送可）

第5号様式（第7条関係）

上越市タクシー利用券交付 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあったタクシー利用券の交付について、次の
と お り 決 定 したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	別添のとおりタクシー利用券を交付します。	
	助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
却 下 理 由		

第6号様式（第7条関係）

上越市障害者自動車燃料購入券交付 ^{決定}通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった自動車燃料購入券の交付について、次の
と お り 決 定 したので通知します。
理由により申請を却下

決定	登録車両	自動車登録番号		排気量	
		所有者 (使用者)			
	助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで			
却下	理由				

第7号様式（第8条関係）

上越市障害者自動車燃料購入券交付決定者変更届

年 月 日

（宛先）上越市長

住所

ふりがな
氏名

次のとおり変更があったので届け出ます。

自動車燃料購入券 交付決定者	ふりがな 氏 名													
	住 所													
	個人番号					—						—		
届 出 事 項	1 氏名の変更 2 住所の変更 3 所有する自動車の変更													
変 更 年 月 日	年 月 日													
変 更 事 項	旧							新						

第8号様式（第11条関係）

決定
上越市障害者自動車燃料購入費助成 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった自動車燃料購入費の助成について、次の
とおり決定
したので通知します。

理由により申請を却下

決 定	申 請 者	住 所				
		ふりがな 氏 名				
	障 害 者	ふりがな 氏 名				
		自動車登録番号		排 気 量		
	登 録 車 両	所 有 者 (使 用 者)				
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで					
却 下	理 由					

上越市障害者自動車燃料購入費助成請求書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所
ふりがな
氏名

次のとおり自動車燃料購入費の助成を請求します。

請求金額									円
振込希望金融機関 (申請者名義)	銀行・信金・信組・農協	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
	本店 支店		ふりがな 口座名義人						

(ただし、 年 月 日から 年 月 日までの燃料購入費として)

- 1 この請求書を窓口を持参するときは、申請者名義の金融機関の口座情報が分かるもの（通帳の写しなど）を持参してください。
- 2 この請求書を郵送される場合は、申請者名義の金融機関の口座情報が分かるもの（通帳の写しなど）の写しを添付してください。

以下の欄には、記入しないでください。

助成済額 (A)	今回請求額 (B)	助成限度額 (C)	助成決定額 (D)
円	円	円	円

第10号様式（第12条関係）

上越市障害者自動車燃料購入費助成決定者変更届

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所
ふりがな
氏名

次のとおり変更があったので届け出ます。

燃 料 購 入 費 助 成 決 定 者	ふりがな 氏 名													
	住 所													
	個人番号					—						—		
届 出 事 項	1 氏名の変更 2 住所の変更 3 所有する自動車の変更													
変 更 年 月 日	年 月 日													
変 更 事 項	旧							新						

第11号様式（第14条関係）

上越市施設等通所交通費助成 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった通所交通費の助成について、次の
とおり決定したので通知します。

理由により申請を却下

決 定	助 成 金 の 額	円
却 下	理 由	